

明治初年における和歌山藩の兵制改革について

木村時夫

(一) 維新直後の国内情勢

- 1 維新政府当面の課題
- 2 兵制の状況

(二) 改革の発端と津田 出

- 1 和歌山藩に対する嫌疑
- 2 財政の窮乏

(三) 改革の遠因

- 1 銃隊の編成
- 2 禄制の改革

(四) 改革の近因

- 1 陸奥宗光の斡旋
- 2 津田 出の再起用
- 3 改革の基準

(六) 改革の発足

- 1 削禄と献禄
- 2 改革の布告

(七) 改革の意義と内容

- 1 兵制の改革
- 2 軍制の整備

- イ 交替兵要領の発布
- ロ 兵賦略則の発布
- ハ 実施の成果

(九) 兵制改革の反響

- (十) 銃隊の経緯
- (十一) 津田 出雑感

(一) 維新直後の国内情勢と兵制

王制復古の大号令が発せられたのは慶応三年十二月(一八六七)で、事実上明治維新は此の時から出発するので

あるが、廃藩置県が行なわれたのが明治四年七月（一八七一）で、徴兵令が發布されるのは更に一年後の明治五年十二月（一八七二）である。つまりすでに慶応三年の末に近代国家として発足した日本が、その内政を整備確立して近代国家の実質を備えるにいたるのは、それから四、五年の後だったのである。この維新直後の四、五年というものは、幕府はすでに解体して事実上封建制度は廃止されたとはいえず、薩・長・土を始めとする旧幕時代の諸藩は依然として存続し、各藩主も旧のごとくその領内の土地人民を支配していたのである。明治二年、薩・長・土・肥四藩が連盟して版籍奉還を奏請し、諸藩のこれに続くものが多く、事実上各藩の土地人民はすべて朝廷に収められたのであるが、旧藩主はただその名称を知藩事と変えたのみで、領内における兵馬の権を握るという点においては少しの変更もなかった。

新たに発足した維新政府はその政策を果敢に実行する上に、二つの難関に直面せざるを得なかった。一つは経済面における財政不如意であり、一つは政策の裏付けをする統一的な国家軍隊を欠いていたことである。財政面において恒久的な安定を得るためには、現在諸藩の手中に収められている、全国の貢租を全部新政府の歳入とすることができると中央集権を確立することが絶対必要であって、統一的な国家軍隊を備えるということも、現在各藩が所有している私兵をすべて解散し、新しい兵制の下に編成しなければならないのであって、これもまた中央集権の確立をその前提とするものであった。しかし幕府がすでに瓦解したとはいえ、封建の遺風のまだ地を掃わない当時であって、このような大事業は決して一朝にしてなし得るものではなかった。

しかも新政府がこれを急速に実行できなかったのは単に封建の因習からのみくるのではなかった。明治維新を招来した現実の兵力を提供したものが薩摩長州等の諸藩であり、現に東北の佐幕派諸藩の鎮定にもその兵力に頼らざるを得なかった以上、これら雄藩の意向を無視することは絶対に不可能だったのである。薩摩を代表する島津久光

のごときは新政府の開国政策に不満を感じ、新政府の辞を低くした再三の招請をも拒否して非協力の態度をとるにいたっては、到底新政府としてもこの上果敢な処置に出ることはできなかったのである。新政府の首脳者のすべてが強力な中央集権の確立を要望する点においては一致したのであるが、中央集権の確立には先ず廃藩をその前提とするのであるから、封建的情義をもってすれば父母兄弟に叛き、それまでは彼等の絶大な支持者であった旧藩士や、その旧知の期待を裏切り、いわば恩を仇で返さざるを得ない立場に陥らざるを得なかったのである。

だが中央集権の確立のためにどんな困難が横たわって居ろうとも、中央集権の確立を必要とする国内外の情勢の進展は一日たりともその歩度をゆるめるものではなかった。開国々是の確立以来にわかに複雑さを加えて来た対外面の問題はしばらくおくとするも、国内の情勢はその間にもきわめて憂慮すべきものとなってきた。すなわち新政府の成功に対する国民一般の疑惧の念に乗じた反動勢力の擡頭がこれである。これは戊辰戦争の論功行賞に対する不満や、政府の施策に対する反対から端を発し、各地に武力をもってする暴動を惹起した。そうしてそのたびに政府直轄の統一軍隊のないことは致命的な打撃であった。

木戸孝允が明治二年二月一日付で三条、岩倉の兩名にあてたつぎの書簡の一節は直接その衝に当る者の憂慮を示すものである。

皇国之急は昨年よりも今年に相迫り居申候処上下只目前之平定に而已安堵仕前途大興起之目的は更に被相窺不申……只是而已に而御一新相濟候ものと相成候而は実に政府は天下億万蒼生之大罪人と相成申候前途之目的不
相立と申上候も世間多くは賞論而已相行諸藩も旧幕之時より驕気は大に増長し名義と歟名分と歟申すも多くは
声而已に成果藩力を以相応に我儘に朝廷に申立、御一新之御主意を奉休皇国をして万世に維持仕候など申所作
ぶりは甚だ少く多くは只已れに利を引候事而已に而此儘に而は四方小幕府之相集候様之姿と相成而興起之基は

相立不申……⁽¹⁾

このような内外情勢の急迫に対し、維新政府がどれだけの改革を進めたかというところと全く皆無といってもよく、元年十月に奥羽の旧幕勢力を平定し、翌二年五月に五稜廓を下して最後の反勢力を打倒しただけであった。しかしこのような軍事行動が薩・長・土諸藩の兵力によって遂行され、したがってこれに従軍した将士の士気はいやが上にも高まり、凱旋後もその軍功によって新政府における高位高官を望むのは自然の勢いであった。この将士の処置を誤ると再びかつての動乱時代に返ることは必然で、現に不平の徒の蜂起するものも二、三あったのである。だから将士の凱旋を機に画期的な兵制の改革を断行することが望ましく、当時従軍中の軍防事務局判事大村益次郎も、廟堂の木戸孝允と機脈を通じて改革の計画をねっていたし、当時兵庫県知事であった伊藤博文も、十月十七日建白し、奥羽平定に従軍した将士をもってそのまま親兵とせられんことを主張したのである。こうして翌二年六月、朝廷もようやく兵制改革の問題をとりあげ、二十一日から同五日までの五日間、いわゆる兵制会議なるものを開催した。

しかし木戸、大村の提携からなる長州系の主張が、近代的な徴兵制の採用であったのに反し、薩摩を代表する大久保利通はこれに強硬な反対を行なった。このような薩長の対立はそれぞれ両藩の特殊事情から生ずるものであった。すなわち長州藩においては第二次征長の役にさいし、士族以外の農工商からなる義勇隊（高杉晋作のひきいる奇兵隊がその例）が士族に劣らぬ活躍をして居り、西欧風の戦術・武器の採用は、どうしても従来武士にはない新たに徴集した民兵によるを最上とするという意見があり、兵法家としてしられた大村はその先鋒であり、藩一般の情勢としても、兵制の近代的改革がさほどの摩擦もなく行なわれ得る形勢にあったのである。一方薩摩はその兵力が旧来の伝統的士族にその根柢を置いていたから、長州藩の唱えるような兵制の改革は、これら士族の常職を奪うことであり、それはまた同時にそのような士族を背景として立つ所の大久保等の廟堂における地位をも失墜する

ことであつた。かつて薩摩藩が明治元年二月十一日付で、軍備確立の資として十万石を奉還したのも、それはあくまで薩・長・土三藩の私兵をもって編成する親兵設置の資にあてられることを願うもので、以来私兵による親兵の設置が薩摩藩の一貫した主張となり、その要求がいられて二年二月二十二日のつぎのような兵部省への達しとなつたのである。

鹿兒島藩歩兵四大隊、砲兵四隊山口藩歩兵三大隊高知藩歩兵二大隊、騎兵二小隊、砲兵二隊

御親兵被召出其省管轄被仰付候事

しかしこれが単なる一片の通牒にとどまつて実現しない情勢になつた時、大久保は岩倉に一書を寄せて親兵の実現を懇願している。即ち四月十四日の書簡に

然ば四藩へ一大隊宛東京警衛の為差出候様御沙汰の儀、昨日までは旧藩へ御達御座なく候段承申候兩日中国許へ蒸艦便有之今日中にも御沙汰御座無く候ては右の間に合兼申候間何卒御運相成候様願奉り候、左候へば東京へ出張至急に相調へ申すべく候尤も急に差出申すべき旨も御沙汰成下されたく候毎度不奉願恐此段紙上を以て奉願候 頓首百拜

四月十四日 大久保市蔵

岩倉明閣下⁽²⁾

これによつても薩藩士族の輿望を担つて立つ大久保の特殊な立場が理解される。加うるに薩摩の西郷と長州の大村とでは彰義隊討伐以来感情の齟齬を来し、それは薩長全部の感情を反映するものでもあつた。また政府の上層部においても七卿落ち以来の因縁から、三条実美が長州に左袒の傾向があるとすれば、岩倉具視も従来行き掛りから薩摩の肩を持つという工合で、政府部内における画然たる薩長の対立は、同年六月二十一日から開かれた所謂

兵制會議においても明瞭に現われ、長州の主張する徴兵制度は大久保の反対の前に否決し去られた。今試みに會議の状況を伝える大久保、木戸両者の日記を彼此対照してみればつぎの通りである。

二十一日（大久保）

十字参朝今日兵制一条に付大村被_レ召段々御評定有_レ之且長

・土・薩藩精兵被_レ召候義為_二大議論_一候

二十二日

十字参朝段々御評議有_レ之

二十三日

十字参朝大村・吉井・大井出仕種々為_二議論_一三藩兵隊御召

は御決定に候兵制の御治定甚六可敷候

二十四日

十字参朝兵制一条大議論有_レ之断然建論いたし候

二十五日

——十二時参朝今日も兵制一条議有_レ之藩兵を外にし農兵を募親兵とするの軍務官見込決而不安心に付有名の者被_レ召議論被_二聞召_一候様申上候、凡相決候

つまりこれによって長州の主張する徴兵制度の採用が否決され、薩摩の主張する薩長土三藩の差出す私兵を以て親兵を編成するという案が決定を見たのである。この薩摩の計画は依然たる封建時代の旧勢力を温存し、しかも処分困難な士族の処置に途を開いたわけである。長州藩の進歩的な意見が否決された理由は、全国的な徴兵制の施行のためにはどうしても強力な中央集権が必要であり、中央集権確立の前提としては諸藩割拠の状態を根本的に破壊

二十一日（木戸）

(欠)

(欠)

二十三日

十一字参朝六字過退出今日兵制論朝鮮余に平生の論に反する事多し。勉て大論す。病衰亦不得不振也

二十四日

十一字参朝今日また兵制の事を論じ我見と雖異皇國前途の事漸ならずんば不可行の事あり退朝帰途大村を訪ひ時勢を斟酌し前途の目的を論ず

二十五日

(欠)

する薩藩置県の断行を必要としたのであるが、当時の国内の情勢はそこまで機が熟していなかったし、大村の進歩的な兵制改革の意見にも、そこまで徹底した改革意見があったかどうか疑問である。

明治二年六月における中央の兵制改革の進捗状態がこの程度であった時、ひとり和歌山藩においてはこの年二月早々、行政方面における郡県制度の実施と併行して、その新しい制度の上に、我が国に未だかつて見なかつた所の徴兵制を施行し、近代的兵制の確立に乗り出したのである。

さらにこの和歌山藩の改革について考えて見ねばならないことは、大村益次郎とあれば反目し絶対反対の意見を持していた西郷隆盛がその弟信吾（従道）を和歌山には派遣し、改革の實際を視察修得させ、後彼が近衛都督に任ぜられた時は、この改革の指導者たる津田出と親しく面会し、その抱負経綸に傾倒し、彼をして廟堂最高の地位に立たしめようとしていることである。同じく長州の兵制改革案にあれば反対した大久保利通も、津田出の人物識見に対しては絶讃を惜しまず、彼の日記の明治四年八月朔日の条に

朔日八字訪西郷子同道和歌山県津田子ニ参ル種々談判実ニ非凡之人物也十二時帰宿老西郷子入来……

とある。彼に同道した西郷は従道で、老西郷とは隆盛であるが、津田と大久保を結ぶものが西郷であり、津田をして事をなさしめんとする気配が見える。更に同年十一月九日の条には

九日今朝津田子勝子に暇乞として訪ひ帰る今夕就発途来客多し社会也

とある。十一月九日は彼が岩倉に随行して渡米の途に就く日で、その当日自ら津田出を訪うて暇乞をしているのは、津田に対する敬服の尋常でないことを示すものである。もし推量することが許されるならば、兵制改革に反対した薩摩の大久保にせよ西郷にせよ、時勢の赴く所早晚兵制改革の不可避を悟ったが、長州との従来行き掛りからこれに従うことをいさぎよしとせず、實際改革の実績をあげた和歌山藩にその先蹤を求めようとしたのかもしれない。

さらに津田を政界に推挽し、これと提携し、その非凡な才能によって、長州に対する隠然敵国を成そうとしたかとも思われる。

(二) 改革の発端と津田出

和歌山藩の藩制改革の歴史には古いものがある。財政の基礎を米穀に置いていた各藩が米価の変動と流通経済の発達によっていづれも財政的窮乏に陥ったように、和歌山藩の財政も決して例外ではあり得なかった。

まず天明七年九月二十九日には、この財政危機を乗り切るために半知の令（家臣の俸禄を半減すること）を下しているが、さらに慶応二年九月五日には長州征伐の参加による国費消耗の欠を補うために再び半知を布告している。

つまり藩政の改革は先ず財政面から焦眉の急であったといえよう。「南紀徳川史」第四冊によると、この慶応二年九月の半知を行なう直前の五月十五日には藩士津田又太郎〔後の出〕が命ぜられて「御国政改革趣法概略法」を提出している。この津田又太郎が後の和歌山の兵制改革を実施するのであるから、少しくその人為りを明かにして置かねばならぬ。すなわち前記「南紀徳川史」には又太郎についてつぎのように記している。

又太郎ハ元大政所様御附津田三郎右衛門ノ長子ナリ名ハ出初茂一郎ト称ス病身トノ事ニテ家督ヲ弟監物ニ譲リ退隠ノ処安政元寅年十月蘭学修業シテ江戸ニ来リ滞在ス時文武場新設ニ際スルヲ以テ蘭学教授ニ補セラル後若山ニ帰リ閉居帷ヲ垂レ専ラ経済政治ノ学ヲ修ス後形勢年一年ニ切迫人材登庸ニ急ナルニ際シ擢ラレテ御小姓トナリ顧問ニ備リシガ時恰モ芸州御出陣財政ノ困厄言語ニ絶ス依テ御下問ニ対シ該表ヲ奉リシナリ然レトモ兵馬億控大難頻リニ臻リ未タ改革ノ暇アラズ征長之役息ンデ国用弥欠亡ヲ告ケ兵制ノ改革亦焦眉ノ急ニ迫ル於是又太郎御用御取次ヲ辞任御国制改革制度調惣裁ヲ命セラレテ大ニ為ス所アラントス随テ改革論盛ニ起リテ当路ノ

執政有司激論紛擾又太郎突然免黜田中善蔵遭難等ノ事アリシモ遂ニ明治元辰年九月又太郎再ヒ御拔擢執政ヲ命セラレ大改革御委任翌二己年正月ニ至テ举行セラル云云

これによって彼が改革に着手するにいたるまでの経歴の概略は明かである。

さてこの「御国政改革趣法概略法」は後の兵制改革とは直接関係はないのであるが、その卓抜な見解の片鱗が隨所に現われ、津田の識見を覗うに足るものである。まずその上奏の前文において

国家之大基本タル兵賦之割並兵制管轄等之諸法ハ我朝王代之制ハ姑ク措キ武家之治ト相成候以來未タ曾テ前聞不仕儀ヲ今日御国ニ於テ始テ御取建ニ相成候儀ニ付実以テ格段之御果斷ニ無之候テハ決テ成就不仕儀ニ御座候云々(傍点筆者)⁽³⁾

と述べて彼の兵制の理想が徴兵制に在ることを示している。

だが本文の兵制に入るに先立って彼は

本文兵制ノ極意ハ最真之西洋法ニ追々取立候筈ニ御座候得共是迄ノ処ニテハ何分人氣居合兼可申ト奉存候間先此草稿管轄ノ法ハ姑ク漢土兼我王代之制ヲ斟酌致シ用兵ノ実ハ専ラ西洋法ニ相叶ヒ候様ノ概略ヲ相認御座候事⁽⁴⁾と述べて急激な改革がかえって蹉跌を招くことを恐れ、徴兵制の実施にまではいたり得ないことを明かにしている。彼がここで献策した兵制の改革は藩士を各地方に土着せしめ、禄に応じて所在の農民を訓練し、緩急あった場合に供するといういわゆる農兵制度で

御家中諸士御軍役ニ召連レ候陪卒ハ多分農民ヨリ取り候儀ニ付士人モ漸々地着被仰付候筈之御趣法ニ御座候得共(知行所へ引移リ方并石人費等ノ儀ハ是亦委曲下ニ相認メ御座候)先最初ハ其儘御城下住居ニテモ御趣法通りニテ何レモ差支候無御座候事⁽⁵⁾

といっている。またその効用については

右之趣法ニ因候得バ第一兵数ヲ増シ其上大ニ下ヲ富シ就テハ農業モ開可申候得バ一挙シテ忽三大利ヲ得候事ニテ最早是ニテ富強ノ根底已ニ相定リ甚以テ愉快ナル御儀ト窃ニ奉仰望候儀ニ御座候……⁽⁶⁾
と述べている。

これによると彼が費用をかけず、しかも軍備を整えようとする、つまり後の徴兵制度の第一歩ともいべき農民兵の制度をその理想としていたことが分る。

しかしながら彼がこの改革の途中で免黜され、ついにこの卓抜な改革案も実現しなかったことは先にその経歴の中において明かにした所である。これは藩士の俸祿の削減が藩内に紛擾を生じ、津田がその責を負ったのである。しかし同藩の改革は所詮彼の識見と手腕とにまたざる得ず、それから数年後には再び藩政の改革を委任せらるることになるのである。

(三) 改革の遠因

1 朝廷からの嫌疑

和歌山藩が明治維新の直後再び津田を起用して藩政の大改革を行なわざるを得なかった理由は、先の改革計画が計画だけに終わったということも勿論その一つであるが、幕府の瓦解とそれに続く王政復古という急激な変革がもたらした、事態の変化が一つの有力な原因となったものである。維新の新政が封建諸藩に与えた影響は決して軽少なものではなかったが、わけても和歌山は幕府の親藩であり、当主の徳川茂承は長州の再征に際して先鋒総督として出征している。佐幕派の巨頭であり、鳥羽伏見の戦い直後も、幕府方の敗兵が多数藩内に逃げこんだというので、

幕府に内応の嫌疑がかけられ、実状調査のため勅使が下向したという工合である。したがって維新政府からの風当りも強く、政府もこの大藩の行動を制約するの必要を感じてか、茂承に対して上京を促がしている。

慶応四年正月二十六日の家中に対する左の布告はこの間の事情を物語っている。すなわち

今般御上京被仰出候御儀は去る三日より之一条に付本枝之御間柄御嫌疑も被為在奉対朝廷不一方御恐縮被遊候御次第に付右為御謝罪乍御所旁中押て御発駕被遊候儀に候間殊に御供之面々兼て右御趣意厚相弁へ御往来且御滞京中都てかさつ私情け間敷儀無之様いか体にも相忍神妙に相勤可申事

三日よりの一条というのは鳥羽伏見の戦いを指すものである。

こうして茂承は二月十三日和歌山を出立したが、同年四月十三日にいたって、同じ理由で当時上京していた諸藩主は帰国しても差支えない旨申渡されたが、和歌山藩としてはそのまま帰国してもよいかどうか問題になり、家臣大橋左衛門を中御門家へ遣わし、朝廷の内意を問わしめたが、中御門家の答えは

此節御帰国抔御願立にては如何様の御難題可出も難量其故は元来当春御上京御遅滞に相成其上江戸御家中の風評不首尾御簾中様も今に御引取不相成旁参与等に不平を唱へ居候故却て永く御在京の御覚悟を被示候方可然… というのであったから、事情止むを得ずとして、同月二十三日太政官に対しつぎのような願書が提出された。

此度議定参与衆京都取締の外御誓約相濟候諸侯一先帰国仕候様仰出の御趣意奉謹承候然於臣茂承は御留守御警衛且下京辺取締の儀被仰出有之滞京罷在候付猶此上相応の御用被仰付度奉願候間何卒御沙汰の程奉懇願候誠惶謹言⁽⁷⁾

これは政府のいれる所となつて、以来明治二年正月に至るまで、約一カ年の間滞京を命ぜられた。その帰国さえも国政の改革を条件としてのことであつたことは後に詳述せねばならぬ。

2 財政の窮乏

和歌山藩がその財政危機を切り抜けるために再度にわたって半知を行なつたことはすでにのべたが、和歌山藩に對する新政府の疑惑は当然同藩に對する過酷な取扱ひとなつて現われ、數度にわたつて多額の獻金を命ぜられ、窮乏した財政をいやが上にも窮乏させる結果となつた。

まず第一回は准后新殿御造立国役金として慶応四年二月末日に三千六百兩を上納しており、同年の五月二十日には万石につき百兩の割で四千八百兩を上納し、越えて八月には軍資金として十五萬兩の獻納を命ぜられている。すなわち

紀伊中納言

当春干戈騷擾以來諸藩出兵戰勞不少其藩ニ於テモ同様可被仰付之処無其儀今度御評議ノ筋有之軍資金トシテ拾五萬兩獻納被仰出候事

八月

行政官

とある。

和歌山藩はこの命を受け、家中に對して嚴重な節儉を行なうべきことを再度にわたつて布告しているが、窮迫を続けている藩の財政をもつては、到底一時に上納することは不可能なので分割上納を懇請し、

此度弊藩へ被仰出候軍資金ノ儀此節一時ニ上納仕度種々勤考仕精々骨折候得共兼テ勝手向不如意ノ上最近多端ノ出費差湊國中用金等度々申付有之内実必至困窮罷在何分一時ニ調達仕兼漸聊相整候儀ニ御座候ニ付明後二十一日貳万金上納仕度猶此上精々尽力最調達次第早々上納可仕候間何卒事情御洞察宜御差含被成下候様偏ニ奉願上候以上

九月十九日

弁事御役所

紀伊中納言 津田兵弥 水野十太夫

とある。

少し時日が前後するが慶応四年正月二九日に家中の者が五百両乃至三百両の献金をしており、そのことが「南紀徳川史」卷三十五に

近年莫大之御国用差統御経済至難之程相察御家老菊之間詰役人向初江紀御家中頭役以上并平士にても奥向諸役所勤之向夫々献金致度旨願出候処御採用相成本日左之通御家老へ被仰出此他献金の向も同様たりと雖も筆記不備云々（下略）

とあるが、名目は献金であっても強制的なものであったろう。これを見ても当時の財政が極度の困窮状態に置かれていたことが明かである。

このように藩政改革の有力な原因として新政府からの疑惑と財政の急迫との二つが挙げられるが、本稿の主題たる同藩の兵制改革とはどのような関係があるかといえば、これら財政の急迫はいわばその遠因ともいえることが出来、さらに一つの近因ともいえるべきものがあつた。

(四) 改革の近因

1 銃隊の編成

近因とは何か。それは鉄砲の普及にともなつてこれを武器として採用することによつて生じた、銃隊という新しい組織が、従来の封建的秩序を破壊するにいたつたということである。和歌山藩の改革以前の兵制といえば、他の

軍役表 (延宝3年改正)

知 (石)	行	軍役	内 訳					
			歩	鎗	鉄砲	弓	雑	馬
200~		10	2	—	—	—	6	—
300~		12	3	1	—	—	7	—
400~		14	5	1	1	—	7	—
500~		16	7	3	1	1	—	—
600~	700	20	7	3	1	1	—	—
800~	900	24	9	3	1	1	—	—
1,000~		26	10	5	1	1	—	1
1,100~	1,300	32	11	5	3	1	—	1
1,400~	1,500	36	11	6	4	2	—	1
1,600~	1,800	42	12	7	5	3	—	2
1,900~	2,000	46	13	8	6	2	—	2
2,000~	2,500	56	15	10	8	2	—	2
2,600~	3,000	66	18	10	9	3	—	4
3,100~	3,500	76	22	13	11	3	—	3
3,600~	4,000	86	24	15	12	4	—	4
4,100~	4,500	96	26	16	14	4	—	4
4,600~	5,000	106	28	17	15	5	—	5
5,100~	5,500	116	30	18	16	6	—	5
5,600~	6,000	126	32	20	18	5	—	6
6,100~	6,500	136	34	21	20	5	—	6
6,600~	7,000	146	38	24	27	7	—	7
7,100~	7,500	156	38	24	22	7	—	7
7,600~	8,000	166	40	25	24	8	—	8
8,100~	8,500	176	42	26	25	9	—	8
8,600~	9,000	186	44	27	27	10	—	9
9,100~	9,500	196	46	28	28	10	—	9
	10,000	206	48	30	30	10	—	10
	20,000	—	—	45	50	20	—	20
	30,000	—	—	65	70	30	—	30
	20 以下	2	—	—	—	—	—	—
	20~ 30	3						
	45~ 100	5.6						
	100~ 150	7.6						

南紀徳川史 13 冊 (554-557)

諸藩も同様であるが、これを軍役と称して各家臣の分担する所であった。つまり各家臣は主君から家祿を支給されているが、その家祿は自己一身の生計を支えるというだけのものではなく、日頃から部下を養なうための給与をも含んでいたのである。だからその石高に比例した部下を養ない、一旦緩急あった時にはその部下をひきいて戦いに参加するという仕組であった。その分担がどれ位であったかは時代に依っても変遷があり、各藩とも厳にこれを秘密にしておいたので、維新直前の割合は分明ではないが「南紀徳川史」第十三冊にのせてある延宝三年(一六七六)改正のものは次の通りである。

だが財政の窮迫と長年の太平とによってこれが行なはれなくなるのは自然の勢いで、その近年の情勢を「南紀徳川史」の編者はつぎのように述べている。

平素の俸祿は此徒卒を可養為にして敢て自奉のみに非ず、然るに治平数百年上下偷安に流れ驕奢是事とし従士隷卒は所請一季半季の奉公人のみにして一も戦陣の用をなさず、されば千石の主人も二三十石の主人も其实一士に過ぎされば軍役の兵賦は全く有名無実の空制となれり⁽⁸⁾

加うるに西洋火器の発達にともなうて我が国にもこれが盛んに取入れられ、ことに幕末にいたり、近海に諸外国の艦船が出入するようになってからは特に軍備近代化の必要が叫ばれ、和歌山藩としても小規模にはそれを行なってきたが、大規模なそれは財政上の理由がこれを許さなかったのである。

すでに述べたように慶応二年には第二回長州征伐が行なわれ、藩主茂承は先鋒総督として出陣したが、彼のひきいる和歌山藩の兵力がいかに貧弱であり、しかも旧態依然たるものであったかは宇都宮三郎がその「口述経歴談」の中でつぎのように述べている。

御親究の御供を仰付けられ大阪に居ると紀州公か総督で旗を立て鎗火繩筒を持たせ陣羽織を着なして和流の陣立法を以て大人數大阪に繰込んで来たそこで將軍が大阪の講武所て其行軍を上覧に成ったかさて和流の軍法て訓練したので陸軍の將校は之を見て大に困った紀州家の事だから叱言も言へず併しなから是ては不安心というので⁽⁹⁾

こういう貧弱な兵力をもって戦いに臨んだ同藩は実に深刻な体験を得た。すなわちこれからの戦いにおいては、いかなる歩兵の精銳も鉄砲の援護射撃なしには一寸たりとも進むことが出来ないということがそれである。

長州再征直後の慶応二寅年六月二十七日の、和歌山における同藩の布告はこの間の事情を説明して余りある。す

なわち

追々西洋銃隊相開け候付ては御軍制銃隊に無之候ては難相成との儀は追々御世話振も有之候へ共兎角不服之筋多候処此度芸州にて合戦之節敵方は大小砲にて打立味方には大小砲少く殺手之筋多く二三丁も向より打立候に付味方進軍難相成空敷手を束ね居却て銃手働之節障りに相成候……

実地右之通りに付てはいつれも一等銃隊に不相成候半ては難相成事に付一等銃隊に相成候様被遊度思召之旨年寄衆被仰聞候事

しかしこの銃隊の編成ということは単にそれだけの改革に止まらず、従来の封建的秩序を崩壊させるものであった。何故かといえば、銃隊の訓練には統一的団体的訓練が必要で、従来のように主人がその輩下の数名に訓練するというような、個々の訓練では用をなさなくなってきたのである。さらに銃をもって戦いに臨むということになれば、祿高の高下に拘らず、ひとしく一個の銃手であつて、繁雑な封建的身分に依じて各々の部署を定めるといふことは不可能となつたのである。

同じ事態に直面した幕府が慶応二年八月十三・十七日諸藩にあてた布告には次のようにいつている。

八月十三日の布告

此度銃隊御組立相成右銃隊の儀は向々元身分は其儘居置にて諸向併合隊伍に編制相成総称遊撃隊と唱へ候様被仰出尤身分に付御用向は本組頭々にて取扱様可被致候

右に付布衣以上之者も布衣已下之場所へ被仰付儀も可有之其外右に準し可被仰付候間其段兼て向々へ可被達置候

八月十七日の布告

一、此度一橋中納言殿為御名代御出陣被成被召連之万石已下之分不殘銃隊に御組立相成戰士は単身にて銃隊之外無用之雜人従者等総て相省候様被仰出候就ては万石以上御供之面々も右に倣ひ古今形勢之異同厚相稽実備に不涉分は悉く相省候様被仰出候……

一、右御召連に相成候分は身分之高下之無差別単身独歩之心得にて従者之儀も銃手に可相成見込之分は格別其余無用之雜人は一切召連申間敷候尤慶安度之御軍役之御定に不拘実用專一に可被相心得旨被仰出候事

幕府創設以来その封建的体制を維持するために幕府当局が最も腐心した、身分之高下格式の維持も画期的「形勢の異同」の下に「実用專一」を目的として崩壊せざるを得なかつたのである。大小の差こそあれ和歌山藩の実情にも同じようなものがあつた。すなわち慶応二年十二月五日の布告によつて従来の武職冗官が全廃され、上下を問はず壯年の者をえらんで銃隊を編成し、全部を十大隊、各大隊をさらに中隊小隊に編成したのである。

さらに翌三年正月二十五日には兵卒の身分について左のように布告を發している。すなわち

一、兵卒身分左之通等級相立各給扶持取極候事

第一等兵卒	切米八石	二人扶持
第二等兵卒	切米七石	同
// 三	同 六石	同
// 四	同 五石	同
// 五	同 四石	同

給銀三百目 同

〃六 一人半扶持

〃七 同

〃八 二百目 同

〃九 百五十拾目 同

ついで三年三月十五日に「御役順廃止」を布告している。つまり従来の複雑な身分格式をその出仕する所の部屋の名によって分類するというのであって、これも封建的秩序の崩壊を意味する以外の何物でもなかった。すなわち

御家中之面々は迄御役順にて格式相立有之候得共思召之品被為在向後御役順は不相用御礼席之順次を以格式相

唱候事

御城代初諸大夫嫡子迄 御対面所席

高家少将様御伝 大広間席

御守殿御用人初御小姓頭 大広間席並

町奉行初御槍奉行 孔雀間之間席

(以下略)

このように往時の身分格式が崩壊し、ひとしく銃隊に編成される以上、その家禄も当然改革され、均一になるべき道理であったが、これは単なる組織の改変ではなく歴史的特権の喪失を意味し、直接生活に影響するものである。急には解決し得べきものではなく、ここに兵制の改革は禄制の改革をふくむ、前途の一大改革を予想しつつ一先ずその歩みをとどめたのである。「南紀徳川史」の編者は

未曾有之大改革なれば……未だ俄かに門閥廃止の断行は機運の許さざる処也¹⁰⁾

と言つてその筆をおいている。

このような原因の導く所、禄制職制の改革を前提とする兵制の改革は、若早和歌山藩としては避けることのできない運命にあつたのであるが、この大改革の衝に当る人物として再び津田出を起用し、改革を断行させる機縁を与えたものは、実に陸奥宗光であつた。

(五) 改革の機縁

1 陸奥宗光の斡旋

和歌山藩に対する新政府の疑惑を解くことに腐心していた藩主茂承は、当時政府において土佐藩徴士として活躍していた陸奥宗光の尽力を求めた。元来陸奥は父祖代々和歌山藩士であつたから、この需めには応ずるべきであつたが、宗光の父の時、事に坐して国を追われたということがあつたので、宗光も和歌山藩にはあきたらぬものがあり、したがつて又土佐に寄寓していたわけでもあるが、宗光はこの茂承の申出を拒否した。

だが茂承の懇篤な願いによつて宗光も主君山内容堂と相談の結果、京都において茂承と会見し、藩政改革の急務を説いた。その際宗光は和歌山藩が伊勢にある同藩の分領地十八万石を献納する内願を政府に出したということを知り、これは政府からの嫌疑をとき、茂承の帰国を促進するための家老久野丹波、小出和泉等の苦肉の策であつたのであるが、宗光はこれを甚だ遺憾なこととし、岩倉具視に面会してすでに提出すみの願書を却下してもらい、和歌山藩の藩政を改革して朝廷の藩屏となすことの得策を説いたので、岩倉もこれを諒承し、陸奥宗光の後見の下に、和歌山藩の藩政改革を許すことになつたのである。伊勢領十八万石云々に関する件は「南紀徳川史」にその記載はないが、旧藩士岡本柳之助の回顧録によつた。^(山)

2 津田出の再起用

ここにおいて茂承も藩政の改革を決意し、再び津田出を起用したのであるが、「南紀徳川史」に

一、九月二十日津田又太郎ヲ御拔擢執政被仰付

大藩間席監物兄
故長山惣領際 津田又太郎

執政被仰付御合力千俵被下置之

とあり、これに註して

従来執政加判ノ列等被命ハ五家初二三千石高ノ門閥家ニ止ル此任命ノ如キハ実ニ未曾有非常ノ御英断ニ出ルモノナリ

と言っている。

「風雲回顧録」によると津田は此の年藩主茂承の招命によって上京し、陸奥宗光とも会見し、藩政改革について種々打合わせ、またその抱負をも語ったようである。宗光から和歌山藩における改革案の要点を問われて

「——我が日本国が欧米各国と伍して雄飛せんとするには什麼しても鎌倉以来の封建制度を廃して郡県制度を布かなければ駄目だ、この根本的改革を実行してこそ初めて王政維新の大業が緒に就く事も出来ようと思う」

「何にしても封建制度を廃そうとするには先づ士族を廃さなければならぬ。それ等の士族を自活させる方法はいかにあるから士族を廃して徴兵令を布くのが急務じゃ——宣しく仏独の徴兵法に基いて徴兵の基礎を確定するが適當な策と思う」^四

と語ったということである。

元来津田は病弱で上京によって病勢を進めたためか、執政の辞職を願い出たが許されなかった。すなわち十月二

十五日

今般当御役被仰付候処持病免角爾々不致候ニ付難相勤趣分テ内存之趣達御聴候多病之儀ハ兼テ被遊御承知候得共国家多事ノ折柄分テ御倚頼被遊候ニ付其儘厚致養生候様トノ御事候とある。

3 改革の基準

こうして津田の辞任は許されず、藩政改革は次第にその形を成そうとしていたが、一方新政府も次第に中央集権への歩みを進めて来て、従来の藩にも干渉の手を延べ、廃藩置県の実施に近づくことになる。すなわち十月二十八日行政官から左のような藩治職制なるものが布告された。

藩治職制

天下地方府藩県ノ三治ニ帰シ三治一致ニシテ御国体可有立然ルニ藩治ノ儀ハ従前各其家ノ立ルニ随ヒ職制区異同有之候ニ付今後一般同軌ノ御趣意ニ以テ藩治職制大凡別紙ノ通可相立旨被仰出候事

十月

行政官

藩治職制

執政 無定員

掌体認

朝政補佐藩主一藩紀綱政事無不総

参政 無定員

掌参政事一藩庶務不與聞

公議人

堂奉堂

朝命代国論備議員

一、執政参政ハ藩主ノ所任ト雖モ従来治製ノ門閥ニ不拘人材登庸務テ公擧ヲ旨トシ其人員黜陟等時々太政官ヘ達スヘシ

一、執政参政ノ外兵制民事及庶務ノ職制其藩主ノ所定ト雖モ大凡府県簡易ノ制ニ准シ一致ノ理ヲ明ニスヘシ但職制一定ノ上ハ之ヲ冊ニシテ太政官ニ達スヘシ

一、藩主側ハラ従来所置用人等ノ職ヲ廢シ別ニ家知事ヲ置敢テ藩屏ノ機務ニ混セシメ又専ラ内家ノ事ヲ掌ラシムヘシ

一、公議人ハ執政参政中ヨリ出スヘシ

一、大ニ議事ノ制ヲ立テラルヘキニ付藩々ニ於テモ各其制ヲ立スヘシ

十月

行政官

注目すべきはこれまでの藩というものの特色を次第に削減し、府県と同一化せんとする政府の意図の明瞭なことである。

すなわち職制を府県の制に一致させ、藩主の家政と藩政とを明確に区別すること、および人材の登庸公選を計るべきこと、しかも一々それらの結果を太政官に届出ずべきことを命じているのである。

和歌山藩においても鋭意この方針にそって改革を進めるため、同年十二月七日つぎのような布告を出している。
すなわち

十二月七日御国政改革筋広ク在野ノ意見御下問被仰出

今般御国政御改革ニ付テハ人材大ニ御登用被遊度思召ノ処御国内御手広ノ儀ニ付御取調御行届難被遊自然賢才野ニ伏候様ノ事モ多分可有之付御家中ハ勿論農工商ニ至迄国家経済ノ筋研究イタシ居候者ハ各長所も可有之候間兼テ見込ノ品書付ニ取組夫々頭支配ヨリ早々可差出事右諸向在町末々へモ可相達旨公用人へ御家老申聞¹⁴⁴之勿論士農工商の階級を問わず国政改革の意見をきこうというのは、執政津田又太郎の発案であつたろうが、彼も病を推して鋭意改革に當つていた。藩主茂承はこの津田の功に対し、十一月十五日新たに合力として禄千俵を賜わたのであるが、津田がこれを辞退したので、茂承はつぎのように伝えさせている。

今般御改政ニ付病中大儀ニハ被思召候得共強テ相勤サセ候儀ニ付深ク被為厭候御趣意モ有之格段ノ知行御足高ヲモ被下置候処辞退ノ趣モ最ニ被思召先被為任其意候猶不自由ノ品モ有之候ハ無遠慮相願候様トノ御事候これによつても藩主茂承が彼に依頼する所のいかに大であつたかを知ることができる。

その後も津田の病状がはかばかしくないので、城内に移つてそこで事務を取るようにとつて恩命まであつた。しかしこれは津田の健康上の理由からばかりでなく、彼が胸中に策する未曾有の大改革がすでに外部にもれ、藩士の中にはその内容に危惧をいだく者も生じ、その為藩内も騒然としてきていたから、万一の場合を考慮し、津田の一身を保護しようとしたのであろう。前掲「南紀徳川史」には

御国政改革之取沙汰羈々物議騒然タルヲ以テ其実深く戒嚴ヲ加ヘ該城内官舎ニ蟄シテ一步モ出ズ依テ外執政初諸有司共御城ヨリ時々該舎ニ就キ聴断セリ時人陰ニ呼テ砂丸ノ蟹ト言、石垣中ニ蟄居ノ義ナルベシ¹⁴⁵

と言つているが、当時の藩状並びに津田の地位について知ることができる。

こうして津田の手による改革は次第に機熟し、其の施行を待つまでにいたつた。藩主茂承も暇を得て約一カ年振

りて帰国することとなつた。すなわち十二月二十九日行政官から左の許可を得たのである。

徳川中納言

春来上京久々在勤苦勞ニ被思食候今般国政改革ニ付帰国願ノ趣被聞食届御暇ヲ賜候間兼テ被仰出候叡旨ヲ奉体認旧幣一新屹度藩屏ノ職ヲ不忝様可致旨御沙汰候事

十二月 行政官

右ニ付正月朔日暁京都御発駕可被遊旨被仰出

(六) 改革の発足

1 削祿と猷祿

藩主茂承が久しぶりに帰国した明治二年の正月、和歌山藩の一大改革の機は正に熟した。だがそれが封建制度その根底から崩壊させる画期的改革であるだけに、この大事業を委託された津田出は慎重の上にも慎重を期さねばならなかつた。だが藩主茂承もこの改革の成功を念じ、折から勃発した一つの不祥事に対しても断乎たる態度に出てその決意の並々ならぬことを示した。その不祥事というのはいち早くこの改革の事が外部にもれ、藩上下の動揺はきわめて甚しく、中でも勘定奉行田宮儀右衛門が老女田川と謀つてこの改革を未然に妨害しようとしたのである。殊に老女田川は茂承の室である倫宮（みちのみや）のお付きであつたが、その勢力を利用して京都に出て倫宮の里方に当る伏見宮家に縋つてこの改革案を揉み潰そうと図つたのである。だが事は未然に露見し、茂承は正月十九日左のような直書を下し、田宮を永禁錮、田川を養生長屋に下げて窮命を命じた。すなわち

国政改革ノ儀再度従天朝仰出之御趣意有之才学優長ノモノニ無之候テハ右御趣意奉体認事業貫徹難致候ニ付再

三熱慮ノ上津田又太郎ヲ選挙シ国政委任致シ候ニ付テハ同人申聞候儀ハ即チ我等ノ命令ニ候処天下ノ大勢ニ不達事理不弁者共密々集会致シ隠謀ケ間敷儀相企候者モ有之趣相聞甚以何ノ事ニ候(下略)

この事件を見てもいかに改革が藩全体の利害安危に直接しているかがわかる。そこで津田も前回の失敗に鑑み、いやが上にも慎重を期し、先ず一般の者をして改革を不可避ならしむる藩財政の実状を理解させるため、正月二十七日、今まで秘密に附せられていた藩財政の実相を公開し、且つ財政上の意見を有する者は直ちに申出ずるようという趣旨の布告を發した。

拙者儀昨秋執政被仰付候処不才其任ニ難耐再三御辞退申上候得共御許容無之終ニ十一月ニ至リ於京都猶又重大ノ特命ヲ蒙リ再度御直ニ御懇諭被為在候付テハ最早奉辞ニ無所不肖ヲ不顧重職ヲ相汚シ候以來熟考致候処先御勝手御勘定不相立候ニハ百事難相整存候故最初ニ御勘定ノ儀取調候処何分数年追々御逼迫之上別テ昨春以來ハ非常莫大之御入箇実ニ不可言事ニテ当年之御勘定即チ別帳通之御差迫ニ立至有之何トモ当惑ノ次第ニ候此御姿ニテハ当今至急ノ要務タル兵備御充実等之儀ハ扱置当年中地場勘定サヘモ礎ト難相立甚以テ痛心ノ限りニ候就テハ右等御勘定ノ儀ハ是迄御秘事ニ致シ右御用ニ掛リ候御役人之外決テ不致拝見御規則ニハ候得共此度御家中一同へ拝見為致候儀拙者奉願御許容ニ相成候間各篤ト拝見致置以後御經濟立方ノ儀付存寄り之品モ有之候ハハ聊モ忌諱ヲ不憚書取ヲ以テ拙者へ被申出候様致度候事

正月二十七日

津田又太郎

つぎに改革は先ず上より始むるに如くはなしとし、二月一日付をもって茂承をして左の直書を發せさせ、藩主自ら従来の用度の十分の一をもって生活することを全藩に知らしめたのである。これは茂承から津田出にあてた書簡の形式をなしておりつぎの通りである。

今般天朝之御趣意奉体認藩政ヲ大ニ改政セント欲スルニ從來勝手向大ニ困迫ニテ如何共趣法難相立趣ニ付種々苦慮致シ候得共外ニ致シ方モ無之候間向後我等領知高ニ十分ノ一凡現米一萬石ヲ以テ手元暮シ方ニ宛其余ハ悉ク治國ノ用度トシテ藩屏ノ職掌十分ニ相立度存意ニ付我等不自由ノ儀ハ如何体ニモ可忍間石一萬石ヲ以テ暮方相立治國ノ儀ハ何分ニモ前件御趣意相貫キ往々兵食充実府藩県一治億兆安堵ノ期ニ不後様速ニ改革ノ儀猶又厚ク勘考給り度事

御名

二月朔日

津田又太郎へ

第三段階として自発的にその俸禄を献納するという形式で藩上層部の者の俸禄を削減してしまった。これには執政として高禄を食む津田出もまた自らその名を加えているのである。その俸禄献納願の全文は左の通りである。

近来御勝手必至ト御差詰私共種々苦心罷在候処今般御親書ヲ以又太郎へ被仰出之御趣意何共奉恐入一同感泣之至ニ奉存候何卒思召通り藩治御制度速ニ相立候様乍不及微軀之限り尽力可仕ト奉存候就テハ前件

御親書之御趣意深ク体認仕私共へ被下置候俸禄之内家族飢寒相凌キ候様聊御手当奉願其余悉皆奉差上度奉存候元ヨリ莫大之御用度ニモ足り不申儀ニハ御座候得共衷情難黙止奉存候ニ付右俸禄差上之義御許容被成下候様偏ニ奉願候以上

家来共之儀モ差当り迷惑不仕様如何体ニモ御取扱ヒ被下置候ハハ重々難有仕合奉存候

二月

戸田総雄

橋本敬夫

津田又太郎

小出 泉

そうして形式的ではあるが、このような願いに對しては喜んでこれを受け入れるべく藩当局からはつぎのように布達している。すなわち

朝旨ヲ御遵奉被遊速ニ御藩治御制度ヲ被為立度思召候品又太郎殿へ御親書之趣奉体認俸禄差上度段内存之趣達御聴殊勝之至満足思召猶此上同心協力可抽忠誠旨申聞候様トノ御事

こうして藩主を始め各重臣が自ら俸禄を削減したのであるから、若早誰に憚る所なく間髪を容れざる速さをもつて二月五日家中の面々に対して献禄を懇憑している。すなわち

別紙御親書ヲ以テ又太郎へ仰出之趣何共奉恐入候御事ニ付右御趣意奉体認我々共一統左之通奉願候事ニ候乍去小禄ノ面々ニ於テハ兼テ難渋之儀深ク御心配被遊昨冬歩増御用捨被仰出候程ノ儀ニ付右小禄ノ向献禄等ノ儀ハ奉願ニ不及候得共前件御親書之御趣意御家中ハ勿論御国内未々マテ厚ク相畏リ置候様可致事

二月五日

2 改革の布告

こうして万般の工作を完了した二月十五日中央政府の指示する藩治職制に則るとはいえ、後に続く画期的兵制改革の前提としてここに藩政の一大改革の布告が発せられたのである。すなわち

左ノ通御直ニ被出御家中一同へ席ニ於テ御家老演達之存念ノ趣年寄共ヨリ申聞ル間篤ト承知セ

御意

天下ノ大勢一変シ門閥ニ不拘人才ヲ登庸致シ府藩県一治ノ制度相立候様従天朝被仰出候ニ付テハ御趣謹テ奉体認一新更始自今後領地高二十分ノ一ヲ我等暮シ方宛ト相定メ朝廷ノ職務并治民ニ付テノ用度ノ外ハ一切右二十

分一ヲ以テ費用ニ供スベシ就テハ家中ノモノ共モ別帳割ノ通り無役高相定文武ノ職ニ居ルモノハ別帳定ノ通り役高ヲ遣スベシ抑々領地高五拾万石ハ勤王治民ノ為ニ所賜ニシテ敢テ一人ノ私スヘキニアラザレバ其方共ニ於テモ受来ノ知行高ハ即チ我が勤王治民ヲ佐クル為ニテ敢テ私スベキ者ニアラザルノ理ヲ弁ヘ各其職分ヲ尽シ我等ト共ニ天朝之御趣意ヲ遵奉可仕事

二月十五日

(七) 改革の内容とその意義

この二月十五日の藩政改革の眼目とする所はすでに先に縷述したように財政的危機を切り抜けて封建的体制を破壊し統一的兵制を確立するための前提であったから、改革の内容をなすものは二つあって、一つは新しい職制の確立であり、二には従来の俸禄制を廃止して新たに無役高というものを設定したことである。

1 新しい職制の確立

新しい職制は明治元年十月新政府が発した、藩治職制を基として行なったのであるが、藩主の下に執政一を置いて藩全体を統轄させ、執政の下に参政公議人を置き、前者をして執政の補佐、後者をして藩と中央政府との連絡に当らしめ、これら三者の執務する所を政治府と称し、これに並んで公用、軍務、会計、刑法、民政の五局及び教育を掌る所としての学習館を置き、各局には長として知局事、その補佐として判局事(学習館のみは判館事といふ)を置き、更に以上とは全然別個に藩主の家計事務一切を藩政から分離するという「藩治職制」の趣旨に則って家知事職を新設し、これにそれぞれ家知事、家判事を置いたのである。詳しくは附表の(二)のようになる。

なお同日執政から発せられた布達によると新設された一府五局の名称はそれぞれ次のように旧称を改正したもの

で、これにともなう従来の複雑極まりない所謂の御役順というものは全く廃止されたわけである。

旧 称	新 設
御用部屋	政治府
公 用 方	公 用 局
御軍事方	軍務局
評 定 所	会 計 局
元町奉行所	刑 法 局
伝法産物方	民 政 局
学 習 館	是 迄 通
御小姓座敷	家知事所
御目付方	監 察 所

なおこの職制はそれより後のことに属するが、同年十一月十六日改正され政治府を政事庁と改め、執政を大参事、参政、知局事をそれぞれ参事と改めた。更に全士族をその格式に応じて士族、士族並、扶持人の三種に分類したが、これは中央政府の意向でもあったろうが、又時勢の趣く所でもあったのである。ちなみに改正の条文は左の通りである。

一、政事府向後政事庁と可称旨被仰出候事

一、今般諸参事被任候付ては執政参政知局事の職名被廢候事

一、是迄の格式席順并羽織紐制度都て被廢向左之通可称旨

御対面所席已下処之間席並迄 士族

蘇鉄之間己下中之間席迄 右士族並
 以下役之上より兵卒無役迄 右扶持人

2 無役高の新設

従来各藩においては各家臣に対してその勤務の種類及び当人の識見の如何に拘らず、祖先以来の俸禄というものを下賜していたのであるが、財政上の困難と軍役の空名化、更に新しい銃隊の組織によって、それが實際上実行不能になったことはすでに前述した通りであるが、この矛盾を解決するために新たに定められたものがこの無役高である。これは家臣に対してその勤務の有無識見のいかんを問わず、その最低生活を保障する給与をその従来の高に定めておいたもので、その詳細は次のようになるが、大体知行の一石が切米にして一俵であったというから、従来の十分の一に減額されたわけである。しかしながら同月二十八日には次表のような文武官役料なるものを制定し、それぞれの官職に対しては、この無役高の上にさらに役料が追加される訳で、これは見方によっては人材拔擢主義であり、同時にそれは封建体制の破壊でもあったわけである。

職 表

(南紀徳川史第九冊七八頁より)

礼典所	公用局	政治府		執政	参公議人	史官	童徒
		監察所	議事所				
	知局事						
	兼判局事 公用人	監察					
	書記	書記					
	童徒						

31 明治初年における和歌山藩の兵制改革について

国 学 所	学 習 館		民 政 局		刑 法 局		会 計 局			軍 務 局			外 接 所	
	演 武 所	郷 学	鞠 獄 所	捕 亡 所	穀 倉	金 府	演 武 所	海 軍 所	陸 軍 所					
											一 等 海 軍 将	一 等 陸 軍 将		
	知 局 事		知 局 事		知 局 事			知 局 事			二 等 海 軍 将	二 等 陸 軍 将	知 局 事	
											三 等 海 軍 将	三 等 陸 軍 将		
教 授	判 館 事		判 局 事		判 局 事			判 局 事				大 隊 長	判 局 事	
										教 授		副 長・ 教頭		
助 教												小 隊長・ 砲隊長		
	書 記		書 記 童 徒		書 記 童 徒			書 記 童 徒			助 教		書 記 童 徒	

無役高左之通

右以下御切米二五石以上五十俵被下御切米二十四石以下是迄之通

二、 八〇〇	三、 〇〇〇	三、 三〇〇	三、 五〇〇	四、 〇〇〇	四、 五〇〇	六、 六〇〇	八、 〇〇〇	一六、 三〇〇	旧知行(石)
二八〇	三〇〇	三三〇	三五〇	四〇〇	四五〇	六六〇	八〇〇	一、六三〇	新無役高(俵)
一、 五〇〇	一、 六〇〇	一、 七〇〇	一、 八〇〇	一、 九〇〇	二、 〇〇〇	二、 一〇〇	二、 五〇〇	旧知行(石)	
一五〇	一六〇	一七〇	一八〇	一九〇	二〇〇	二一〇	二五〇	新無役高(俵)	
七〇〇	八〇〇	九〇〇	〇〇〇	一、 〇〇〇	一、 一〇〇	一、 二〇〇	一、 三〇〇	一、 四〇〇	旧知行(石)
七〇	八〇	九〇	一〇〇	一一〇	一二〇	一三〇	一四〇	新無役高(俵)	

					秘書寮	洋学所	漢学所
家知事職							
家知事							
				家判事		教授	教授
女官	侍医	衛士	近習			助教	助教
			錠口番	書記童			
				徒			

文武官人役料左之通但副は三步減し試補は六歩減之事但副職者八歩兼職者に三步通相渡候筈

米八〇〇俵 執政

米三〇〇俵 參政、各知局事、學習館知事、家知事

米二二〇俵 衛士大隊長

米二〇〇俵 大隊長

米八〇俵 衛士副長、教頭、各局判事、學習館判事、家判事

米七〇俵 各判局事、學習館判事、家判事、監察副長、教頭、侍医

米三五俵 衛士小隊長、砲隊長、文武教授、諸局判事試補

米三〇俵 小隊長、砲隊長、史官

米二五俵 衛士半隊長、砲隊長、分隊長、近習

米二〇俵 衛士分隊長、裨官長、半隊長、砲隊分隊長

米一八俵 衛士嚮導、裨官、砲車長、樂手長

米一五俵 文武助教、分隊長旗手長、裨官長、諸局書記、衛士当主並子弟に至迄嚮導裨官樂手帳

米一二俵 捕亡手、錠口番、三兵隊付兵士当主並子弟

米八俵 下等捕亡手

さらに注目すべきは二月十五日、執政の名をもって左のように布達されていることである。

明治二巳年二月十五日執政より布達

此度禄制改革に付無役高に相成勤無之向も文武研究致し候者は才能に寄御拔擢可被遊候へ共差当格段所務相減
 勝手暮し方難渋可致に付在町住居勝手次第医業并農工商之業致し候儀不苦候間夫々望之職業相管家計相立可申
 事

これによると禄制の改革によって無役高のみで役料を支給されぬ者、つまり早く言えば凡庸で新しい組織に採用さ

れなかつた者は、従来の格式を保つて生活するのは経済的に苦しいであろうから城下と限らず、どこに居住しようと勝手であり、副業内職として農工商の何れを営まうとも勝手であるといふので、これ又封建的体制の崩壊を示す著しいものであつたと言えよう。

3 藩政改革の意義

以上の改革はすでに述べたように1には朝廷よりかけられた佐幕派たるの嫌疑を解くためのものであり2には藩の財政的危機を切り抜けるためのものであり3に焦眉の急に迫られた兵制の改革の前提として行なはれたのであるが、こういう内部的の事情はどのようであつても、次第に強化されて行く新政府の圧力の下に、従来の封建的諸藩が政府の指示するままに中央集権の一翼として変貌して行く一つの姿であると共に、明治五年の徴兵令の施行の前には明治四年の廃藩置県を必要としたといふ、つまり統一的な兵制の確立のためには、先づ封建的体制を破壊した中央集権化が必要であるといふ、国家發展上の一つの原則を一つの封建的な藩が実施し、国家の前途に重大な示唆を与えたということである。改革の当事者たる津田出がその自伝の中に

彼の欧米各国と併立すべき郡県制度の雛形を造り我公（茂承）をして日本帝国開明実行の先導者たらしめん¹⁰⁴ためであつたと言っているが、事実日本開明の先導たるの榮譽は、彼並びに和歌山藩の上に授けらるべきであるといつても過言ではない。

（八） 兵制の改革

1 軍制の整備

こうして和歌山藩における封建制度は事実上崩壊した。それは統一的兵制の確立の前提をなすものであつたから、

諸般の準備を完了した二月二十八日、つまり藩政改革後旬日ならずして陸軍職祿制を定めて布告した。

これは前述の職制の改革に呼応して行なった軍関係の職制改革で、従来の封建的秩序に代る新しい階級秩序であった。詳しくは次表に示す通りである。ついで指揮官章程及び陸軍札式概則を制定し、次第に軍制内部の整備に着手した。前者はかつての陸軍内務令、後者は陸軍札式令に類するもので、その内容は一々累をいって列挙しないが、指揮官章程中に

番兵の人員は伍長一人兵士九人「カレハクトル」老人にして

云々の如き、或いはその末尾に

右之外総て之規則はガルニソン番兵の規則に同じ

とあるのは、恐らく津田がその蘭学によって西欧の兵書から翻訳したものであったろう。

2 徴兵制度の実施

イ 交替兵要領の発布

こうして同二年十月五日、我が国近代史上未曾有の徴兵制が交代兵の名を以って設置されたのである。この時制定された交代兵要領の布告の一部を掲げると次の通りである。

一、此度農工商子弟当年二十歳之者を以て交代兵御組立常備兵は四大隊と定め定限相立候处藩士并右子弟及兵卒無役是迄銃隊にて当時離隊又は銃隊御免に相成有之候者之内猶武職にて御用立度所存之輩も有之に付右等之内より御人選之上交替兵規則に准し今二大隊御編成相成候筈に候間年齢四十歳以下十八歳以上身体強壯にて入隊願度者は姓名年齢等短冊に記し当日中軍務局へ可申出事（以下略）

交代兵という名称は少しく奇異にひびくが、従来の士族が終身武職にあるを例としたのに反し、徴兵令によると

陸			軍			
工兵寮	歩兵寮	騎兵寮	砲兵寮	砲兵寮	砲兵寮	
						第一級
						第二級
寮 二百四十長	寮 二百四十長	寮 二百四十長	寮 二百四十長	寮 二百四十長	寮 二百四十長	第三級
副寮長 二百	副寮長 二百	副寮長 二百	副寮長 二百	副寮長 二百	副寮長 二百	第四級
百隊八十長	百隊八十長	百隊八十長	百隊八十長	百隊八十長	百隊八十長	第五級
百副隊第一等五十長	百副隊第一等五十長	百副隊第一等五十長	百副隊第一等五十長	百副隊第一等五十長	百副隊第一等五十長	第六級
百副隊第二等三十長	百副隊第二等三十長	百副隊第二等三十長	百副隊第二等三十長	百副隊第二等三十長	百副隊第二等三十長	第七級
上軍監 指揮長官 七十	上軍監 指揮長官 七十	上軍監 指揮長官 七十	上軍監 指揮長官 七十	上軍監 指揮長官 七十	上軍監 指揮長官 七十	第八級
副指揮長官 (火工長共) 六十	副指揮長官 六十	副指揮長官 六十	副指揮長官 六十	副指揮長官 六十	副指揮長官 六十	第九級
指揮官 五十	中軍監 指揮官 五十	指揮官 (馬医官共) 五十	指揮官 五十	指揮官 五十	指揮官 五十	第十級
副指揮官 四十	副指揮官 四十	副指揮官 四十	副指揮官 四十	副指揮官 四十	副指揮官 四十	第十一級
下軍監 下長官 三十	下軍監 下長官 三十	下軍監 下長官 三十	下軍監 下長官 三十	下軍監 下長官 三十	下軍監 下長官 三十	第十二級
副下長官 第二等雜務官 二十八	副下長官 第二等雜務官 二十八	副下長官 第二等雜務官 二十八	副下長官 第二等雜務官 二十八	副下長官 第二等雜務官 二十八	副下長官 第二等雜務官 二十八	第十三級
第一等雜務官 二十六	第一等雜務官 二十六	第一等雜務官 二十六	第一等雜務官 二十六	第一等雜務官 二十六	第一等雜務官 二十六	第十四級
第二等雜務官 二十四	第二等雜務官 二十四	第二等雜務官 二十四	第二等雜務官 二十四	第二等雜務官 二十四	第二等雜務官 二十四	第十五級

一定の服役年限がすぎると新しい応募兵と交代する組織になっていたのかと称したかと思われる。後に示すように翌三年正月には兵賦略則が施行され、一律の徴兵が行なわれるのであるが、この交代兵要領はこのような過渡期において満二十才以上という兵賦略則の規定に該当しない者で、軍務に志を有する者をひろく収容しておこうというのがその主旨とする所であったようである。従ってその対象とする所も、従来の藩士及びその子弟を主としたものであったことは本文の示す通りである。

交代兵要領の全文は次の通りであるが、特に注意すべきは先ず従来の封建的身分の区別を撤廃したこと、及び在役中に役料として拾三俵、除役後の資として三俵を積み置くことを定めている点で、画期的な制度であっただけに人民の負担となり、除役後の生活安定のために特に意を用いていることが分る。

交代兵要領

一、管内人民農工商を不論其子弟当年歳二十にして無妻之者より可撰取事

(身分并に年齢等之儀は別紙に被仰出候通候事)

一、屯集中諸事規則を守り殊に遊歩日たり共酒店遊里等へ立寄候儀は堅禁制可致事

但寮中も平常は禁酒と相心得時宜に寄り隊長より免し候儀は格別之事。

一、毎月朔望之日隊長より父母状を読聴可申事。

一、角打操練未熟之間は兵書を読申間敷課日の兵書を不了間は都て他書籍を不可読事本業之學術其職に叶ひ候上は傍ら和漢西洋之書を読んで知見を拡充せんと欲する者は諸科之学問何に不寄職務之余暇研究之儀は非

所禁事

一、役料拾二俵并為積置宛外に三俵被下候事

〔下げ紙〕 勤役中役料本文同様十二俵被下候事但し屯集不致候はは別段積置米は無之事

一、役料之儀都て隊長へ差出し衣食等賄を受残余之分は寮中へ積置可申事。

〔下げ紙〕 役料之儀は銘々へ相渡可申就ては若し一小隊つつ屯集致候はは諸費私費之事。

一、三年乃至五年元年限相勤職を免し候節は各々郷里へ帰り産業に就き可申尤年限無故障相勤候規模として勤役中渡置候胸牌も其儘賜り其身一代苗字帯刀差免し候事

免職之節は勤役中積置之金を一時に下渡し産業に有附せ方之儀郷里之父兄親族并市長郷長等を出し隊長より懇切に申聞粗略無之様厚く世話致し可遣候尤品有之年限不滿内免職之者は積置は不被下筈に候事。

一、無役高并元結扶持有之者は免職之節も被下候事

一、勤役中隊長士官に昇進致候者は前条之例にあらず兵士たり共格別御用立候者隊長之願に依り年限を延へ候儀も可有之事

同日付の執政府から軍務知局事への達しは特に在役中の役料及び積置について左の如く述べている。

明治二己年十月五日執政府より交代兵隊長へ可申聞旨軍務知局事へ達

一、此度交代兵被仰出候付ては是迄被下候御役料十二俵は集屯中衣食等諸賄に宛尚又免職之節下候積金宛として御役料之外一人前年々米三俵つつ被下候筈に候事

ロ 兵賦略則の発布

以上の交代兵要領は徴兵制施行前の言わば過渡的な志願兵制度とも言うべきものであったが、翌三年の正月二十九日本格的な徴兵令とも言うべき兵賦略則が制定布告されている。その前文には徴兵制施行の趣旨を左のように述べている。

一、国の軍備あるは其人民をして公憲を固ふし土地を保ち各自産業に安せしめんが為なり故に全国の人民其少壯の時に当り強幹にして兵役に可堪者は数年の間悉皆兵籍に録し以て不慮に備ふ

皇国の右及び今時海外諸国苟も文明の化行はるゝ域に於ては皆此法に拠らざるはなし今や皇政日新藩治一變之時に当り古今を斟酌し兵賦を改制する事別冊之法之如く乃ち知事並諸參事初農工商に至るまで凡そ管内之士民子弟之其撰みに当る者を取り今年より兵籍に可加旨被仰出候事本文兵賦を取るに父兄の身分を不論ものは即ち前日門閥を廢せらるゝ御趣意に候

兵賦略則は徵兵の具体的方法について次のように記している。

此度交代戌兵取方相改向後毎年二月徵兵使各郡民政局へ出張致し管内の男子士農工商之無差別当年二十歳に相成候者を取調検査之上兵役に服せしめ候事

だが今年は過渡的にして、しかも所要の兵員を得るため二十一、二十二才の者についてもこれを適用すると述べている。さてこれは四民平等一律の徵兵制ではあるが、人民の福祉に影響する所甚大なるを考慮し、左の五項に該当する者に限り兵役を免ぜられることを規定している。すなわち

第一、一家之主人たる者(父在し兄弟ある時は不成)

第二、身材格段矮小なる者且つ天性虚弱なるか或は宿痾ありて兵役に不堪者(二十才の時この条項に当る者は二十一、二十二と引続き毎年検査健康になれば服役す)

第三、独子独孫

但其年の兵賦若寡少なる時は服役致候儀も有之事

第四、父兄存すれ共病氣もしくは他の事故ありて父兄に代り家を治へき者

第五、若兄弟悉く戌兵の籍にある者は其中一人を免し長兄予備籍に入る時に至り初て役に可服事

この兵役免除には更にもう一つの特例があつて、除役納金と称する制度がこれで、それについては次のように定めてゐる。

一、交代兵賦之儀は國家之重事に付兼て御家之五ヶ条を除く之外父兄之身分を不論都て兵籍に被加決して他之事故を以て兵役を免さざるは勿論に候得共若し其父兄財本富有にして本人の才性に寄り他之技術を専らに仕込度者は左割之通り兵役代り納金願出候はは別段之御詮議を以右役を除かれ候間此段相違候事

除役納金

常備三ヶ年之間一ヶ年に金六拾兩つつ

第一予備三ヶ年之間一ヶ年に金二十兩つつ。

第二予備三ヶ年之間一ヶ年に金二十兩つつ。

つまり往時の現役とも称すべき期間には一カ年六拾兩を納めれば除役されたわけであるが、これは一般民衆の到底負担し得ぬ所であつたらう。

しかし維新政府が明治五年に施行した徴兵制にもこの除役納金を含んでいたことは興味あることである。即ち徴兵令第六章第十五条には

本年徴兵ニ当リ自己ノ便宜ニ由リ代人料金二百七十円上納願出ツル者ハ常備後備兩兵之ヲ免ス

とある。その金額において少しく少額のようにあるが、一時金であるために減額したと考えれば、兵賦略則の規定を先蹤としたとも考えられる。

次に服役年限を規定して交代成兵役、予備兵役、補闕兵役としているがこれは往時の現役、予備役、後備役に相当するもので各々三年四年四年を期限とするのである。兵賦略則の示す所によると次の通りで、都合十一年をもつ

て全兵役を免ぜられるのである。即ち

一、交代成兵服役年限且唱振左之通

二十才より二十二才に至る

三ヶ年 交代成兵と唱へ各官に屯す。

二十三才より二十六才に至る

四ヶ年 予備兵と唱へ家に帰り一ヶ年一度若干日入営し演習を為す

二十七才より三十才に至る

四ヶ年 補闕兵と唱へ予備兵の予備にて家に居住す

都て十一ヶ年にして全く兵役を被免候事

しかしこれは翌明治四年二月十五日に改正されて次のようになり、結局二カ年を短縮して全兵役を九カ年とした。
すなわち

二十才より二十二才に至る三年

交代常備兵と唱へ各営に屯す

二十三才より二十五才まで三年

第一予備兵と唱へ家に帰り一ヶ年一度若干日入営して演習をなす

二十六才より二十八才に至る

第二予備役と唱へ第一予備の予備にて家に居住す

尚交代成兵の俸米諸給与については次のように規定しているが、交代兵要領の箇所においても指摘しておいた通り、

現役を終った者に対しては下等成兵十八俵、上等成兵二十四俵を就業の資として下げわたす仕組になっていた点で、細部は左の通りである。

衣服冠履飲食諸 賄料 〔管中諸雜費積置〕	一 ケ 年		二 ケ 年		三 ケ 年	
	上等成兵	下等成兵	上等成兵	下等成兵	上等成兵	下等成兵
	十二苞 一苞 四苞	十二苞 一苞 三苞	二十四苞 二苞 八苞	二十四苞 二苞 六苞	三十六苞 三苞 十二苞	三十六苞 三苞 九苞

以上が兵賦略則の大意であるが、これを實際施行するに当っては種々の不合理や疑義があったらしく、同じ年の三月一日には左の通り布達を出し、適齡者の縁組出稼等につき規定している。

明治三年三月朔日布達

一、此度兵賦御規則御一定に付ては左之条々之通被仰出候間末々に至る迄心得違無之様可致事

一、市在其他之府藩県管轄所等へ養子に罷越候儀無縁にては不相成事

一、他之管轄所等へ出稼之儀は兵役年期相済候迄出願不相成事

一、管内にて奉公稼等に罷越候儀は不苦候得共常備年期中廿才より廿才までは不相成事

尚翌四月二十三日には士官の任用につき左の通り布達を出している。

一、交代成兵御組立相成候付ては千人有余の士官等追々御任用可有之筈に付従来常備成兵之内年若之者は勿論年長し候者にも兵学操法精練致し行義方正之者は身分に不拘御拔擢可相成筈尤常備成兵は不断交代成兵之模範とも可相成儀に付此上一際勉励充分之制度相立候様心掛修行可致事

しかしすでに同年の二月には士官の養成を目的とした兵学寮の設置並びに修学希望者の募集について

此度兵学寮御開業候付ては不日右場所御取建に相成候筈に候得共当分於塩路少参事宅教授為致候付修学有志之
向は二月十五日までに身分姓名并に年齢等巨細短冊に認め兵学寮へ可差出事

課業

数学、地理、究理学、曆学

練兵学、諸兵規律学、諸兵警備学、建築学、兵法学、軍律学、給用学

とのべているので、兵学寮による本格的士官養成前の便法であったかと思われる。

ハ 実施の成果

こうしてこの画期的徴兵制によりどの位の兵数を備え得たかと言うと、明治三年三月藩主茂承が兵部省に報告したものであると常備兵額七千三百十一人馬二百六十頭で、その内訳は左の通りとなるが、そのうち兵だけは戦時に際し、第一第二予備を動員することが出来るので、その数一万四千三十二に達することが出来たという。

明治三年三月初廷に届出したもの

成兵十二大隊 隊長初総人員五千七十六人

但一大隊四百二十三入

内隊長士官九十三人 兵三百三十八

外ニ政事庁常備三大隊 隊長初総人員 千百三十七

内隊長士官 百四十七

騎兵一小隊 隊長初総人員 百六十五入

内隊長七官 十五人

馬 百六十五

砲兵一聯隊 隊長初総人員 二百七十九人

但四小隊 内隊長士官六十三人

馬 九十五頭

工兵隊 隊長初総人員 五百七十二人

内隊長士官 五十六人

輜重隊 隊長常備輸夫共 八十九人

内隊長士官 十九人

外交代輸夫無定員

合計七千三百十八人

内隊長士官三百九十三

馬二百六十頭

序章において述べたような紛々たる状態下において、これだけの近代化された兵力を確保し得たことは確かに一つの驚異であり、けだし和歌山藩の得意とした所であつたろうと思う。ちなみに徴兵令施行直後の明治六年、征韓論の喧しかった頃の日本陸軍の平時兵力が三万千六百八十人で戦時に於て四万六千三百五十人であつたから、当時における兵力としてはいかに強大であつたかが分る。⁴⁾「南紀徳川史」の編者が

夫れ當時に在ては世未だ徴兵の何物たるを解せず陸軍省徴兵の発布すら遠く数年の後にあり方法措置の粗密整

頓或は今の徴兵令に及はず不完全の点免れ難かりしも天下に卒先徴兵の実を挙げしは実に我藩を鼻祖とすべし大書以て記念となさざるべからず(註)と述べているのもけだし故あるかなである。

(九) 兵制改革の反響

和歌山藩がこの画期的徴兵制を実施するを得たのは決して津田出一人の功ではなく、藩政改革の陰の助力者であった陸奥宗光がここでも大きな尽力をなしていたのである。彼の斡旋によって明治二年から三年の末までに和歌山に集った知名の人を挙げるならば、戍兵副都督次席として後の子爵鳥尾小弥太、国際法調べとして後の伯爵林董、英学教授として星亨等幾多の英才の名を見るのである。陸奥宗光自身も明治三年三月から翌四年五月に至るまで、和歌山藩欧州執事として渡欧し、普仏戦争を眼の当り視察し、戦勝国たるプロシアから砲工歩騎の各教官を招聘し、銃砲その他軍事に関する一切の器具を購入して帰ったのである。

当時和歌山藩に在って近代的陸軍の養成に貢献した外国人を挙げるならば、すべて独逸人であるが次の通りである。

歩兵教官	カッペン
工兵教官	ヘルム
製靴数師	ケルペル
火工家	ブーク
同	ワーゲネーヨ

革細工師 ワルーデ

同 フラットミドル

築城家 マイヨー

このように歩兵は第一聯隊から第六聯隊まで、その他騎兵大隊、工兵隊、輜重隊、兵学寮、戊宮病院、火薬兵器司所等、ほぼ近代の様相を備えるに到つたのである。又その装備においても、上着として内地産の小倉服、下着として新たに創製した紀州綿ネルを用い、靴は先にあげた独逸人ケンペルの名でも分るように、牛の皮をナメして軍靴を作つてこれを用い、兵食用としては友ヶ島という所を拓いて牧場とし、そこから牛乳食牛を得たということ、兵制とは別に維新における我が国の産業文化史の上に貴重な資料を提供するものと思われる。¹⁰⁹

この和歌山藩の画期的な大改革に対して当時の保守反動の側からと角の批判があつたのは当然のこと、一例をあげれば、長藩の「楫取家文書」所収の加藤有隣なる者の、明治二年三月四日の上書には、和歌山藩の郡県制の採用を目して「洋俗を主として王政を紛擾し奉るの苦策」と称している。即ちその一節を挙げれば次の通りである。

郡県可然は紀州より別て拙て建白仕候由右藩は一昨年比迄は専ら徳川氏の股肱にて己に江戸表にては歳寒後凋の喻を引き衰幕を回復可致且つ又如何様の朝命ありとも誓つて朝勤は致す間舗の由譜第列藩等へ伝檄致候処当分津田某等は己に弁事局へ被召加罷左候処通も難行郡県等を主張し窃かに朝政を愚弄し奉る儀可疾の反覆是全く洋俗を主として王政を紛擾し奉るの苦策と存候実以て右様下説の通りに御座候はは先づ紀州藩一国丈誠に志願の通り郡県創典仰付其君臣子民の所置仕法全く取調差上候様被仰ハハ可然ト奉存候

しかし右の加藤有隣なる者も、藩政の改革に続く兵制の改革整備にまでは思い及ばなかつたであらうし、如上のような赫々たる業績に対しては諸人も敢てその眼を覆うことが出来なかつたであらう。例えば独逸公使フォン・ブ

ラント (Von Brandt) 英公使パークス (H.S. Parkes) 米国公使デ・ロング (De Long) が日時は不詳であるが、恐らく三年の十一月頃か、和歌山に来てその実状を視察した。

当時の状況を伝うるものとして明治三年十一月二十三日の「兵庫新聞」(英文の翻訳)がある。すなわち

英国公使シル(シルの意味か)、パークス紀州に至らば当節彼地に於て専ら行るゝ兵勢の高大なるを見るべし。(中略)余も亦過日其兵の一隊を見たるに皆青色を以飾たる黒き一様の服を着し当今天下に名高き針筒を帯ぶ。これ迄見たる日本の兵卒よりも軍卒らしき人驟也紀州に於ては幸国の如く上より下迄何の職によらず数年の間兵に入らしむ。其教師の切なる其門弟の意を用る恐らく再び国乱ある時国君若し高大の望あらば其心の欲る迄其国界を固守し得べき程なり

とあるが、一異国人の眼にも和歌山藩の兵備は確かに一偉力として映じたのであろう。この兵制改革が当時の朝野にどれだけの関心を持って迎えられたかについて、前出岡本柳之助は次のように述べている。

津田が恚うして和歌山藩で徴兵訓練をやって居る事が当時の朝廷並びに各藩の識者間に喧伝されると近隣各藩より伝習生を送り又見学に来る者が夥しかった。中にも明治三年先づ第一に遣つて来たのが薩摩の西郷従道である。続いて兵部大亟山田顕義が和歌山へ来て軍隊訓練の實際に就て熱心に視察見聞して帰って行った。同年の冬には薩藩の村田新八が大西郷の意を齎して遙々と和歌山に津田出を訪ねて来て

「大西郷が参る筈であつたが免れ難き要件の為に不参致しました来春は東京表でお目にかゝりたいと思ひますから尊公にも是非上京して頂きたい」と懇なる大西郷の意を伝へて云った。^{四〇}

大村益次郎亡き後の兵部省を背負つて立ち、軍制の確立に努力した山田顕義にしても、すでに津田の改革を視察して帰り、又後年軍部内に重きをなした西郷従道が実地訓練に参加しているのを見ても、この改革が後の徴兵令にど

れだけの貢献をなし、先蹤をなしているかは明かである。わけても西郷隆盛が一面識もない津田出に対し、かくま
で丁重な態度を持っていることは、先に大村益次郎の唱えた兵制改革に反対した彼だけに、和歌山藩の兵制改革が
どれだけ見事なものであり、その成果に彼がいかに魅せられていたかの例証とすることか出来ようかと思う。

(十) 改革の推移とその解隊

和歌山藩が新しい徴兵制度によって着々成果を挙げつつあった明治三年二月二十日、維新政府は各藩に対して兵
制統一に関する左の布告を發した。

明治三年二月二十日兵部省よりの發令

各藩

兵制は天下一途に無之ては不相叶は勿論之儀に付先般兵学寮被設置追て各藩へも入寮被差計一定之制式に相帰
し候様御運ひ相成候得共即今常備之處編隊員数別紙之通御規則被相定候条此段相達候事

二月

兵部省

定

歩兵隊六十名を以て一小隊とす二小隊を以一中隊とす五中隊を以て一大隊とす則十小隊但嚮導以上諸有司右定
員之外たり

砲兵隊野戰山用砲二門を以て一分隊とす三分隊を以て一隊とす則砲六門

一、兵士年齢は十八才より三十七才迄たるべき事

但是迄之通隊士中三十七才以上と雖も其人により強壯之者は格別之事

一、練兵式之儀ハ先つ是迄相用來候式にて不苦候事

一、石高一万石に付一小隊之割合を以可相定候事

一、士族卒族之外新に兵隊取立之儀被相禁候若万石一小隊之割合に不足候はゞ其旨兵部省へ伺出差図を受可取
計事

本文によって明かな通り、藩治職制によって次第に中央集権への歩みを続け来った政府が、今度は兵力の編成兵員の資格、各藩の兵力について統一的な基準を附与したものである。だがこの布告を受領した和歌山藩はその末尾の条項を見て極めて困惑した。累をいとわずその条項を掲げれば次の通りである。

一、士族卒族之外新に兵隊取立之儀被相禁候若万石一小隊之割合に不足候はゞ其旨兵部省へ伺出差図を受可取
計事

つまり最初の士族卒族以外から兵隊を取立ててはならないという規定は、同藩が粒々卒苦の結果発足して現にその成果を挙げつつある、四民平等の見地に立つ徴兵制度を根底から覆すものであった。

そこで翌三月十二日和歌山藩公用人の名を以つて兵部省に対し左の請願を出している。

今般兵制御一途ニ相成候様ノ御趣意ノ以テ兵学寮被設置一定ノ制式ニ可被相帰候得共先以既今各藩兵制編隊員
数之御規則御布令ノ趣奉敬承候勿論当藩ニ於テモ御趣意遵奉仕候儀ハ申迄モ無之然ルニ右御規則中ニ士族卒族
ノ外新ニ兵隊取立候儀御禁令ニ相成候儀定メテ深キ御趣意柄モ可有之歟ニ奉存候得共元來昨年來府藩県三治一
体ノ御制度被為建候砌ヨリ当藩政向追々改革仕兼テ被仰出ノ御趣意モ有之旧來ノ門閥ヲ相破リ士農工商ノ四民
同權一途ノ振合ヲ以テ万事藩政向取扱罷在候夫ニ付当藩兵隊ノ儀ハ強チニ十分ヨリ選舉仕候ニハ無之別冊兵賦
略則之通右四民中其行ニ応シ身体強壯兵賦ニ相堪候者ヲ推択仕兵役ニ服セシメ候儀ニ御座候尤右四民同權一途

之趣意ハ兵賦而已ニハ決テ無之文武吏員ノ撰叙市在伍組ノ編籍ニ至ル迄別段士卒族ト他三民ノ區別無之様仕候ニ付今日ニ至リ兵賦ハ士卒兩族ニ相限リ候様相成候得ハ唯ニ兵賦編制ノ差支而已ニ無之一般御治体ノ御趣意ニモ相背キ甚以テ難渋仕候事ニ御座候且今年ノ兵賦ハ最早大低相揃候事ニ有之候ニ付当藩兵賦ノ儀ハ何分ニモ是迄ノ通別冊ノ規則ヲ以テ四民合一ニ兵賦兵役ニ相服候様仕度前件無摠ノ情実御洞察被下候様奉願候以上

三月十二日

和歌山藩公用人兩名

これに対して兵部省は上げ紙を以って

別冊之規則至当之事に付是迄之通編制可然候事

と請願の趣旨を許可している。

兵部省の定めた基準によれば、石高一万石について一小隊即ち六十人の割であるから、同藩の総石高五十五万石では三千三百人以上の兵を徴することは出来なかつたのであるが、先にも記した通り、その四民平等の徴兵制によつて総数一万五千に近い精兵を作り上げたのであるから、政府としてもこれを無視することは出来なかつたし、又その改革が朝廷の藩屏たるにあつたのであるから、情誼においても同藩に限り例外例を認めざるを得なかつたのであらう。

だが維新政府による中央集権への歩みは翌明治四年七月の廃藩置県によつて完成の第一段階に達し、その余波は当然各藩の兵制にも及ばざるを得ず、和歌山藩も早晚そのことのあるを予期していたが、十一月二十二日乃至り次のような布達があつた。すなわち

兵隊常備予備隊共来る十二月二十五日限り解隊原籍へ可復候最地方出張の分は追て帰県之上同様可取計此旨相達候也

これを受け取った和歌山藩は同月二十八日全召集兵に対して此の旨を伝え、十二月二十五日左の通り正式布告を發した。すなわち

今般従兵部省解隊候様御達し相成候付戌宮被廢候事

かくて我が国最初の徴兵制度という光輝ある歴史も、僅か二年有餘で国全体の中央集権的發展の前に終焉を告げざるを得なかつたのであるが、その解隊に到るまでの同藩の内部事情は決して簡単ではなかつた。

陸奥宗光の如きはその兵力を以つて廢藩置県による諸藩の動搖に備え、機会あれば一大改革の中心勢力たらしめようとしたし各聯隊長の會議の結果の決議も

和歌山藩の兵は他藩の士族と異り四民同一の制度に依つて率先組織した兵であり、朝廷から特別の兵制を公許せられたる者故例へ他藩の兵は解隊しても紀州兵は解くべき理由なし²¹⁾ というのであつた。

当時津田出は大蔵少輔に任ぜられ上京中であつたから、藩士の一人当時砲兵の聯隊長であつた岡本柳之助は同じく上京して津田の意見を求めたが、津田も「勢の赴く所解隊も致し方ないであろう」という意見であつたので、岡本が当時陸軍少將として軍に重きをなしていた、旧和歌山藩戌兵副都督島尾小弥太と熟議の末解隊後といえども、朝廷に対し和歌山藩からは加賀藩よりも多数兵士を出すこと、および朝廷において徴兵令を出し兵をつのり、士族の常識を解くということを条件として、和歌山藩兵解隊の約束が成立したのであるという。

注意すべきは翌明治五年に徴兵令が施行されたのであるが、廢藩置県の行なわれた明治四年當時は、未だ維新政府の首脳者達に徴兵制度施行の腹案のなかつたことで、現に先に掲げた兵部省の布告の如きも、決して徴兵令發布の前提としては見られぬものであり、かの徴兵制度の首唱者大村益次郎の歿後(大村の死は明治二年九月)政府首脳者の考える所は

依然として封建的諸藩の兵力に基礎を置く御親兵制度の拡充に外ならず、現に明治三年十二月、折から鹿児島に引退していた西郷隆盛を新政府に起用すべく、後の我が国兵制の確立者たる山県有朋が彼を訪れた際、この両者が兵制の将来について語った所は左の通りであつて、薩長土の献兵を以つてする御親兵制に外ならなかつたのである。

即ち

吾輩は老西郷に対し『……天下の権力を中央に総攬し王政復古をして名実共に備はらしめんと欲せば、どうしても帝国の兵制を改革せねばならぬ。吾輩の見る所では古来の兵制を斟酌して先づ仏国の兵制に倣ひ、之に由て国防の基礎を建設せんとするにある。藩の兵は一通り大阪でやつて居るが或は和蘭式或は英国式或は仏国式であるとか云ふ不統一の有様であるので夫れではいかぬ』と言ふと老西郷は『何如にもさうである。今日の形勢より察すれば薩・長・土三藩の兵を朝廷に献じ、之を以て親兵を組織し実力を養ふより外に策が無いから予は長州に赴いて木戸と会見し予の意見と木戸の意見とが合致したならば其上で同時に藩兵を献上する運びに至るであらう。其間は水も漏れぬ秘密にして置かねばならぬと考へるがどう思ふて居るか……』²²

とある。

今しばらく此の間の事情を岡本の「風雲回顧録」の起述に従ふこととする。

鳥尾は暫く考へ居たがやがて
 「成程君の説は至極尤もだ、是非やらう、僕は此から山県に徴兵制度を布かなくては各国と並び立てん。又土族を廃する事が出来ると説くから陸奥は三条公始め要路者を説いて呉れ、津田には西郷に話をさせて決断させよう」そこで陸奥が

「鳥尾と僕は誓つてやるから津田へは君から話して西郷の言葉を聞いて貰ひたい」と云う。――

翌朝津田の所へ行くと——津田の方から「最早話はすっかり付いたさうだね。昨日鳥尾が来て委しい事を聞いた。俺から西郷に話す筈であるが先づ慎吾に話して西郷の訳を聞くからお前も二三日滞在して貰ひたい」との事であった。

二、三日経って——津田を訪ねると間もなく慎吾が来て一応の挨拶が済むと「御話の徴兵令の事は兄へ話しました処是非御施行相成る様致します故私へ取調書類を借用致せと申付けられました」との挨拶である。津田は「西郷殿には御決意で御座りますか」と答へた。——

大西郷は津田の約に背かず陸軍大将近衛都督参議の時明治五年十二月朝廷より全国に徴兵令を布かれた。

勿論一個人の回顧録の内容をもって、徴兵令という一つの歴史的事実の史料とすることは出来ない。必ずそこには徴兵令に導いた客観的状況があったのではあるが、その二、三年における西郷なり山県なりの兵制改革の担任者の心境の変化に対しては、右に述べられたような経緯もあずかって力あるものと思われるのである。またそう考える事によって和歌山藩の兵制改革も日本近代史において大きな地位を占めるのである。

それはとも角として鳥尾との間に以上の約束をかわした岡本柳之助の帰国によって、前記の如き解隊となったのであるが、その約束に基づいて和歌山藩からは東京に対し遠藤勝助のひきいる歩兵一大隊が召集され、鎮台十五番隊に配属され、同じく山崎茂高のひきいる砲兵一大隊もまた召集された。また大阪には茨木惟昭のひきいる歩兵半大隊が召集され、それぞれ徴兵令施行前の過渡期を護国の任に当つたのである。

(十一) 津田出雑観

凡そ一人物に対する評価というものは十人十色で、その人物が偉大であればある程毀誉褒貶の共に至るのは古今

の歴史の示す所であるが、本稿の主要人物たる津田出もその例外ではない。

我々が知り得る所は今まで述べ来った和歌山藩の改革を通じて看取された、津田出の卓越した政治的識見のみであるが、同じ時代に生きた人々の彼に対する評価は極めて種々で、時には毀誉全く相反する場合もある。

津田出がその改革において示した政治的識見は維新政府の認める所となり、明治三年八月十五日付を以て太政官より上京を命ぜられた。しかしそれは彼の健康が許さなかつたので延期され、翌四年二月二十七日には三条実美の名を以って上京を命ぜられた。この時は彼も病をいたわりつつ上京した。かねて東京において面会することを約していた西郷は、弟慎吾を当時の和歌山藩権大参事山本弘太郎の邸に遣わして会見を申込んだので、津田は山本を通じて五月六日を指定した。それに対する西郷の返書は次の通りであるが、西郷の津田に対する敬意の並々ならぬことを知るに足るものである。即ち

芳簡難有拝誦仕り候

陳ば先朝は態々御来訪被成下候処御失敬の仕合何卒御海恕可被下候

其節御願申上置候処、厚御汲取被下奉深謝候就ては明後朝九時頃より罷出候様可仕候間宜敷御願申上候此旨乍略儀御礼答迄如斯御座候 頓首

五月四日

西郷吉之助

山本弘太郎様

拝復

五月六日には約束のように青山の和歌山藩邸において両者の会見が行なわれたが、その席上津田は西郷の問いに答え今後の国家方針として、自己の体験に基いて郡県制度と徴兵制度の採用を勧告し、更にこの政策を果敢に実行

する為には有能強力な首相一人を置くことの必要を力説して、西郷自身それに当ることをすすめたという。²⁴

しかし西郷が極力その任でないことを述べ、木戸も大久保もそれを受けることは出来ないであろうと答えたので、津田は

徒に謙恭を事として猶余遼巡機を失せば則ち貴公の云はるゝ如く維新の大業も再び荒廢に帰するかも知れぬ。

若し貴公等が肯せぬならば、拙者も聊か信ずる処があるから病を力めて其任に当たっても宜しい

と断言し、更に東方経略の経綸にまで及んだので、西郷は尽くその識見に傾倒し

此上は如何にもして先生を首相に推薦致しますから何卒御辞退下さらぬ様に不肖ながら吉之助屹度力を尽して先生の政に従ふで御坐らう。²⁴

と誓って津田の許を辞したという。

津田はこの年七月中央的政府に出仕して大蔵少輔に任ぜられたが、西郷と約束した首相就任は西郷の努力にも拘らず、薩長土等の藩閥出身者でない彼の如き者のよくする所ではなく、却って西郷と津田との間は異論者をもって目され、西郷もこれを憚って爾後津田を訪問せず、その食言を謝したという。異論者は常に津田を嘲笑して、「津田太政大臣近状如何」などと皮肉ったそうであるが、津田自身も西郷との約破れてからは悶々として楽しまず

東路の旅の心を人間はゞ

富士の山見て来しと答へん

という一首に心を托し、帰国を決意したが、優詔の下しばしその官に留ったという。

当時大蔵卿兼参議であった大隈重信は西郷の政治手腕を論じて、津田出の大蔵少輔任官の経緯に及び、その「昔日譚」の中に次のようにのべている。

西郷が推薦する人物中には固より其称揚に反かざるものありしならむ。然れども概して謂へば推薦に任せて任
 挙すべきまでに信用の甚だ少からざりし、此処を以て余は直轄にかかる大蔵省の許に任挙すべく切なる勧誘を
 受けしも二、三人士の他は断乎として拒絶したり。其中にも何某（現に健在せるを以て其姓名を言はず）の如
 きは西郷も余程買被りたりと見え、此人こそは実に明治年間に於ける第一流の人物にして其才の優に其智の富
 みたること今日逆も他に比すべきものあるべからず。若し大政裁理の重任を此人に委託することとならば、余
 等は喜んで其後に従うて趨走せむとまで称揚し、之を大蔵省の榮職に任挙せむことを切望したり云々と。然れ
 ども余は思へらく世に豪雄と呼ばれ人傑と称せらるる不世出的の人物は決して突如として今日偶然に生ずるも
 のに非ず、必ずや限りもなく変転する世波の波瀾中に処して幾多の辛酸を嘗め幾多の経験を積みたるものなる
 べし。僅かに一介の士として未だ世変に処して辛酸を嘗めたることなく、経験を積みたることなき何某が西郷
 等の称揚せる如く大才子、大人物ならざることを知れるを以て殆んど絶対的に其切望を拒絶し、其任挙に反対
 せしかば流石の西郷も痛く憤激して、さりとて君（余を指す）も自ら才を持って他を凌ぐものなり、との怨言
 を吐き其他の人々も斯くては余り狭量の沙汰ならずやとて忠告する所ありしも怨言も忠告も余が信ずる所に於
 ては毫も顧みる所に非ずと雖も、さればとて斯く迄の切望と懇懇とを拒絶するは余りに情けなきことと思ひ心
 ならずも余が何某が相当なるべしと信じたる地位を与へたり。然るに余か鑑識は誤まらず、果して何某の真相
 は日を経、月を重ねるに従って益々暴露し、西郷・木戸が称揚したるが如き人物に非ることは勿論にして余が
 相当なるべしと信じて与へたる地位すらも十分に保つ能はざる程の小才なること愈々分明となれり此に至りて
 は流石に西郷は磊落なり、余を見て淡如として謝して言へり、「諸も人は見かけに依らぬものなり、余は何某
 を以て実に当世第一流の大人物となし、君を目して某の才を待みて他を凌ぐの狭量者と為せしに凶らざりき、

余が鑑識全く相違するかくの如くならんとは。余は実に人を見るの明なきを慙つ幸に深く咎むるなかれと。是れは何某を任挙してより未だ六箇月を経ざる後の事なりき²⁸⁾

この大隈の指す何某が津田出その人であることは、渡辺幾治郎がその著「近世文化史上に於ける大隈重信候」の中
で

何某と云ふ名前は秘めてはありますが、是は有名な話で紀州出身の大人物と言はれました津田出氏のことです。此人は明治四年七月二十八日に大蔵少輔に任ぜられまして暫く少輔に置かれた時代詰り老侯の下につかれたのは西郷からの推薦であります。けれども同年の八月二日に大蔵少輔を免ぜられまして当時の大蔵省の四等出任を仰せ付けられて居るのであります。与へられたる地位が保てずそれに又適する地位を与へた。それすらも勤まらなかつたと云ふ話であります。²⁹⁾

と言っている³⁰⁾。大久保が津田の識見に敬服していたことはこの稿の始めに述べておいたが、大久保や前記西郷の津田に対する評価が失当であると言って、大隈重信の右に掲げた評価を裏書きするものに勝海舟がある。彼は

津田は其後那須野の地面を二万円位に取って貰ってくれと云って夫は夫はウルサイ人で夜迄やって来て頼んでいろいろ自分の功績をあげる。あまりウルサイから、二千両丈け貰ってやった所が、不足だと言ふて取らないから夫ならいいと言つて置くと、四、五日も立つとやって来て矢張あれを貰いたい言ふのさ。夫れつキリ少しも来ないよ。アア西郷も大久保も初は信じて居たよ。津田がだましたものだからネ。ダガ後には化の皮が現はれて夫からは少しも用ひられなかつた。今じゃあ銀行だそうナ。³¹⁾

と言っている。

津田が大蔵少輔の任を保ち得なかつたと言う具体的な事実は分らないが、閥族の出身者でない彼が腕を揮うには

多くの障害があったであろうと考えられる。更に大隈は津田が大蔵少輔就任後六カ月にして某の任に在らざること
を証明したと云うが、これは彼の就任後六カ月を経た、明治五年二月に起った賞典禄に関する事件を指すのであ
らうと思うが、津田に対する評価に関係する所大きいと思うので「南紀徳川史」の記す所によってその梗概を述べる
ことにする。

いわゆる賞典禄問題のそもその発端は和歌山藩主茂承が藩政改革の功を賞して、明治三年十二月津田出に対し
て廩米五百石を終身下賜する旨を伝えたことであつた。

この恩典に与つたものは津田を始め改革参与者一同に下つたのであるが、津田は未だ改革の途上であつてその機
にあらざることを理由にして再三辞退した。しかし茂承の津田等の功に酬いようとする気持は甚だ強く

再度内願ノ趣難黙止相聞候間御賞賜ノ廩米当分政事庁へ預リ置候事

ということになつたのである。この賞典禄を下賜するということは勿論、この廩米を一時政事庁に預けて置くとい
うことも、藩庁から中央政府に伺いを立て四年二月には正式に許可されたのである。その後津田は前記のように上
京して和歌山藩の政治から手を引き、明治四年七月には廢藩置県も行なわれたので、かつての賞典禄を此の際に取
得するを便宜として、当時の被恩賞者と語らつて和歌山藩に願ひ出たのである。当時まだ和歌山藩の政治は津田の
かつての同僚や近親の手中にあつたから、この願ひは容易に受理され、終身というのを十七カ年分一時払いに換算
して現物を給与された。ところが廢藩置県が実施されて茂承も知事も解任され、新たに中央政府の派遣した知事が
着任するに及んで、明治五年二月二日この莫大なる賞典禄の一時支給が問題となり、その返却が要求されたのであ
る。事が変革混乱期に行なわれただけに、正当な権利に基づき、しかも合法的な手続によつたものであつたにも拘
らず、世の非難はあげて津田に集中した。「南紀徳川史」の編者もこれに関しては津田に対し、次のような痛烈な

非難を浴びせている。

抑初メ賞典禄下賜之際ニハ津田出ハ再三固辞僚属亦之ニ做フサスガハ廉讓之君子風タルニ忽チ之ニ反シ俄カニ賤丈夫ヲ学ヒ貧困生活之道ナク父母ヲ養フ不能ト訴フ時ニ出ハ青山殿ニ做居自尊鄭重貴紳モ不可及之体五郎又正六位広島県参事ナラズヤ畢竟一時廉潔ヲ装ヒシモ俗諺手盛り八盃ノ術往々難被行ヲ量リ未ダ骨肉親僚アリ横恣自在此時ト朝三暮四ノ窮策ヲ取り事ヲ曖昧模糊中ニ葬リ巧ニ文筆ヲ弄シテ朝廷旧主ヲ蔑如レタルモノカ^四

津田出は後元老院議官に任ぜられ、明治三十八年その一生を終ったが、このような事件に対する彼自身の弁解を聞くことができないことは、残念である。だが上京後の津田出の評価がどうあるかと、彼が和歌山藩に残した改革就中徴兵制度の創始という、歴史的価値の重要性に至っては毫も相殺されるべきものではない。

注

- (1) 木戸孝允文書
- (2) 大久保利通文書
- (3) 「南紀徳川史」第四ノ一八頁
- (4) 同右三〇頁
- (5) 同右三一頁
- (6) 同右三四頁
- (7) 同右四一四頁
- (8) 同右第一三ノ二三八頁
- (9) 同右一八九頁
- (10) 同右二〇三頁
- (11) 岡本柳之助著「風雲回顧録」一〇四～五頁
- (12) 同右一〇九頁

- (13) 「南紀徳川史」第四ノ五五二頁
- (14) 同右五二二頁
- (15) 同右五一七頁
- (16) 「壺碑」(筆者所有本)
- (17) 煙山専太郎著「征韓論実相」二八六頁
- (18) 「南紀徳川史」第一三ノ二三八頁
- (19) 重久篤太郎「和歌山に於けるカールカッペン」(「明治文化研究」第六篇)
- (20) 「風雲回顧録」一〇〇〜一頁
- (21) 同右二一一頁
- (22) 「公爵山県有朋伝」中ノ七九〜八〇頁
- (23) 「風雲回顧録」一六七頁
- (24) 同右一七一頁
- (25) 富山房文庫版「大隈伯昔日譚」三七六〜八〇頁
- (26) 渡辺幾治郎著「近世文化史上に於ける大隈重信侯」二三頁
- (27) 大隈重信と津田との關係については、拙稿「津田出と大隈重信」(「学院研究年誌」第二号)を参照されたい。
- (28) 岩波文庫版「海舟座談」九七頁
- (29) 「南紀徳川史」第四ノ六五六〜七頁